

流情個審答申第2号
平成25年2月20日

流山市長 井崎 義治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会
会長 川島 祥光

異議申立てに係る答申について
平成24年11月6日付け流ク第90号で諮問のありました異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

流山市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は妥当であり、異議申立人の申立ては棄却されるべきである。

2 異議申立てに至る経緯

（1）開示請求の内容

異議申立人は、流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成24年8月29日付けで、流山市クリーンセンターのB系並びにC系焼却炉における下記記録

①平成24年1月より同年6月までの炉床温度推移記録

②平成24年4月より過去3年間の事故・補修履歴の記録」について開示請求を行った。

（2）実施機関の決定の内容

実施機関は、本件開示請求について、平成24年9月12日付け流山市指令第968号により、「現在、ごみ焼却施設運転管理業務委託の元受託者である相手方と賠償請求について交渉中の内容に関わるものであり、条例第7条第6号（その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当する公文書であるため」として（上記①のうちの平成24年1月分の炉床温度推移記録は不存在のためとして）、公文書（以下「本件各文書」という。）の不開示の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 諮問等

実施機関は、平成24年11月6日付けで、条例第19条第1項の規定により、流山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

審査会は、本件諮問に係る審議に当たり、流山市情報公開・個人情

報保護審査会条例（平成16年流山市条例第22号）第8条第4項の規定により、実施機関に対し本件処分についての理由説明書の提出を求めたところ、実施機関から平成24年11月29日付け流ク第99号により理由説明書の提出があった。これに対し、当審査会としては平成24年11月30日付けで異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書に対する意見書の提出を促すとともに、口頭の意見陳述ができる旨を教示したが、異議申立人からは何ら反応はなかった。

4 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、平成24年10月24日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。この趣旨は、賠償請求の交渉中であるからといって、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものには該当しないのであるから、本件処分を取り消し、不存在の公文書以外の本件各文書の全てを開示すべきであるというものである。また、「支障を及ぼすおそれ」、「事務又は事業」の具体的、客観的内容が明らかでない、ともいう。

5 実施機関の主張

実施機関の本件処分の理由は、民事訴訟においては当事者の主張をどのような証拠により立証するかは第一次的には当事者の責任と権能によることになるという弁論主義が適用され、そこにおける主張及び証拠といった攻撃防御方法の提出時期は、適時提出主義（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第156条）の見地から合理的な範囲内で、当事者の選択に委ねられているのであり、当事者である流山市は、訴訟における手続上の地位として主張する事実について、最も効果的な立証方法を選択し、訴訟の進行上最も効果的な時期に証拠の申出をすることができるものであり、仮に、現時点で本件各文書が公開された場合には、申立人は訴訟の相手方が加入している保険の保険会社であり、本市と訴訟の相手方との訴訟において、当該相手方が敗訴した場合には、当該相手方に代わって本市に対し損害賠償金を支払わなければならない立場にあることから、証拠となる文書の内容を事前に知ることができるという点で訴訟における相手方の立場を優位にするため、本件各文書を当該相手方に渡す可能性が極めて高いと考えられるのであり、そうならば、事故時の炉の温度変化や炉の状態といった訴

訟の重要な争点に密接に関係する事実について、本市が当該事実に関連する事情又は他の証拠及び当該事実に関する相手方の主張に関する調査検討をする機会を与えられないまま、当該事実に係る書証の内容が正規の交渉・訴訟手続等の場を経ないで訴訟の相手方に伝わることとなり、当該相手方がその時点で当該書証の内容を知ることになれば、本市としては、訴訟において、上記の調査検討の機会を奪われ、当該事実についての最も効果的な立証方法及びその提出時期を選択することが困難になるという結果を招来することとなるのであり、特に、本件各文書は、本市の焼却炉についての深い専門知識がなければ正しくその内容を読み取ることのできない極めて技術的な内容の文書であり、訴訟において本市が証拠として提出する場合には、専門知識を有する職員等の解説を付して提出することを検討している文書であり、現時点で本件各文書が公開され、相手方がその内容を知ったものの専門知識に欠けるために内容を正しく読み取ることができないまま、誤った解説を付して裁判所に証拠として提出した場合には、裁判所の誤解を招くおそれも大いに考えられ、これらが、本市の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり、条例第7条第6号の柱書の「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するということになる。

また、本件各文書が、条例第7条第6号の柱書の「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しないとしても、同号イの規定が、交渉や争訟は、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、市の当事者としての利益を保護する趣旨で設けられている規定であることからすると、本件各文書は、同号イに規定する、交渉や争訟に係る事務に関し、「当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある公文書として考えられている交渉や争訟の対処方針と一体となる文書であるところ、訴訟において適切な立証を適切な時期にすることができなければ、本市の当該訴訟における地位は著しく不利になり、争訟の公平、円滑な解決が妨げられることからすれば、このような訴訟の重要な争点に係る事実についての立証方法及びその提出時期の選択の方針は、当該訴訟について

の対処方針に当たり、その方針の策定及びそのための事実調査は、「争訟に係る事務」に該当するものであるところ、現時点で本件各文書が公開されれば、本市は、本来その時点で行い得る当該事実に関する立証に係る方針の策定やそのための事実調査を行うことを妨げられ、その結果、訴訟における市の訴訟上の当事者としての地位を不当に害されることとなり、紛争の公正、円滑な解決が妨げられるおそれがあり、同号イに掲げる公文書に該当するともいう。

6 審査会の判断

(1) 本件各文書の内容

実施機関は、本件各文書が、条例第7条第6号柱書あるいは同号イに該当するというので、以下これらについて検討する。

なお、本件各文書の特定に当たっては、当審査会に対する実施機関の説明によれば、異議申立人の職員の了解を得た上で前記2(1)①及び②の公文書を特定しているとのことであるので、特定についての適否については争いがないものとする。

ア 本件各文書のうち前記2(1)①の「平成24年1月より同年6月までの炉床温度推移記録」は、実施機関において訴訟の提起を予定している事件に関する事実を表す公文書であり、その内容は、訴訟の提起の原因となった行為のあった時期を挟んだ平成24年2月から同年6月までのクリーンセンターの中央制御室において炉床温度の推移を記録するシステムである中央制御室DCSにおけるB系及びC系の炉床温度2か所の温度についての折れ線グラフを表示させたものである。

イ 本件各文書のうち前記2(1)②の「平成24年4月より過去3年間の事故・補修履歴の記録」は、実施機関において訴訟の提起を予定している事件に係る施設に係る補修工事の実施年度及び題名が記載されたものである。

(2) 結論（条例第7条第6号の該当性）

本件各文書は、前記2(1)①及び②ともに実施機関において民事訴訟の提起を予定している事件に関する公文書であり、実施機関が提出した理由説明書において主張するとおり、民事訴訟においては、弁論主義が適用され、そこにおける主張及び証拠といった攻撃防御方法の提出時期は、民事訴訟法第156条に定める適時提出主

義の見地から合理的な範囲内で、当事者の選択に委ねられているのであり、本件各文書が異議申立人に開示されると、別件訴訟における相手方が当該文書の内容又は当該文書そのものを容易に知り得、又は入手が可能となり、別件訴訟の原告となろうとする流山市の訴訟活動に支障が生じることが明らかであるから、実施機関は本件各文書が条例第7条第6号イに掲げる公文書にも該当するというが、これについて判断するまでもなく、本件各文書は、条例第7条第6号柱書の規定に該当するものであると考える。

よって、冒頭「1 審査会の結論」のとおり答申する。